3　認定の更新の申請の場合	(1)　(注1)	
	(3)　(注2)(注3)	
	(4)　(注2)(注3)	
	(5)　(注2)(注3)	
	(6)　(注2)	

別別表第七の二号注2(4)中「別紙(4)」を「別紙(6)」に改める。

別別表第六十一号(1)ア注2中「二以上の基幹放送事業者をその子会社」を「一以上の地上基幹放送事業者をその子会社とし、二以上の基幹放送事業者をその関係会社」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百八十九号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第七十六条第五項第四号の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第七百七十六号（放送法施行規則第七十六条第五項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十九日　　総務大臣　山本　早苗

第二号中「放送法施行規則（二の下に「昭和二十五年電波監理委員会規則第十号。」を加え、同号3中「場合」の下に「及び超高精細度テレビジョン放送から高精細度テレビジョン放送又は標準テレビジョン放送への変更を伴う場合」を加え、同号8中「増加するとき」の下に「（試験放送に係る衛星基幹放送の業務の廃止を伴う場合を除く。）」を加える。

第三号中「変更を伴う場合」の下に「及び超高精細度テレビジョン放送から高精細度テレビジョン放送又は標準テレビジョン放送への変更を伴う場合」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二　規則第七十条の規定により同条第一項第十二号に掲げる事項を指定された衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送に係る試験放送（衛星基幹放送試験局を用いて行われるものに限る。以下「超高精細度テレビジョン試験放送」という。）の業務を行う認定基幹放送事業者が、その指定された放送時間帯を変更する場合であって、その変更後の放送時間帯が次に掲げる事項のいずれにも該当するとき

1　変更後の使用するトランスポンダ数を勘案した一日当たりの総放送時間（当該認定基幹放送事業者が認定を受けているそれぞれの超高精細度テレビジョン試験放送の業務に係る一日当たりの放送時間に当該超高精細度テレビジョン試験放送の業務に係るトランスポンダ数を乗じて得た時間を、当該認定基幹放送事業者が認定を受けている全ての超高精細度テレビジョン試験放送の業務について合計した時間をいう。）が十一時間以内であること。

2　変更後の放送時間帯が、当該認定基幹放送事業者と同一の周波数を使用して超高精細度テレビジョン試験放送を行う他の認定基幹放送事業者の放送時間帯と重複しないこと。

○総務省告示第二百九十号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第八十六条第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十一号（放送法施行規則第八十六条第一項の規定に基づく認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）の事業計画書の変更の届出に関する事項を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十九日　　総務大臣　山本　早苗

表の七の項中「週間放送番組表」の下に「(二以上の認定基幹放送事業者により一の周波数を一定時間ずつ使用して放送する場合は、変更があった月の週間放送番組表)」を加える。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第６６１５号

東京都台東区元浅草１丁目12番１号　相馬ビル１階
債務者　照栄プロセス株式会社
代表者代表取締役　橋本　　勉
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　園部　裕治
4　破産債権の届出期間　平成27年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月29日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６２４号

埼玉県入間市高倉３丁目４番16号101
債務者　有限会社松沼工業
代表者代表取締役　松沼　和夫
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土森　俊秀
4　破産債権の届出期間　平成27年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月30日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６３１号

東京都中野区中野５丁目29番５号　ＩＲＩＳ　ＣＯＵＲＴ101号
債務者　株式会社Ｊ－Ｓｏｕｌ
代表者代表取締役　大和　　毅
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺崎　　京
4　破産債権の届出期間　平成27年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月30日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６４６号

東京都新宿区大久保２丁目２番12号　東新宿ファストビル
債務者　株式会社ＰＨＰＳＣＨＯＯＬ
代表者代表取締役　福沢　文明
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　崔　　宗樹
4　破産債権の届出期間　平成27年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月29日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６４７号

東京都品川区西五反田７丁目13番６号
債務者　株式会社青葉情報システムズ
代表者代表取締役　福沢　文明
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　崔　　宗樹
4　破産債権の届出期間　平成27年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月29日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６５６号

東京都西東京市泉町２丁目12番９号
債務者　株式会社ホーセイ
代表者代表取締役　歌野スミ子
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩瀬　篤範
4　破産債権の届出期間　平成27年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月29日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６５７号

東京都台東区東上野５丁目10番11号
債務者　株式会社アイクリエート
代表者代表取締役　伊地知正和
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新城早智子
4　破産債権の届出期間　平成27年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月29日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部